



中小企業の事業発展のため、何よりお客様の問題解決をワンストップで対応する事を事務所理念にしています。スタッフともどもほんの少し他の事務所よりサービスの量や質を上げる「ワンモアサービス」税務会計だけにとどまらずよろず相談書になれるよう幅広い分野の窓口になれるよう「ワンストップサービス」を合言葉に努力しています。 [サイトに戻る](#)

11月号

ナビゲーション



1月の税務

11月決算法人の申告 5月決算法人の中間申告

個人も法人も1年が事業年度

事業年度開始から計画的に節税対策を考えるスケジュールを年の初めに考えてみましょう

期首から3か月以内検討事項

法人の場合役員報酬決定 & 小規模企業共済加入の検討

今期投資計画、人材計画の策定

消費税資金の計画的積立計画

半期検討事項

特別償却資産、中古資産などの償却費が多く取れる投資資産の検討

社員旅行 賞与 退職制度などの検討

消費税の中間納税対策

資金繰りによっては融資の検討

期末3か月以内検討

利益が出そうなら

修繕、修理の必要なものの検討

会社案内、パンフレット、HPなどの広告戦略の検討

経営セーフティ共済加入の検討

試験研究費の検討

期末2か月から期末対策

短期前払制度の検討（保険、リース、家賃、利息）

不良債権の放棄（内容証明郵便など）不良在庫処分、遊休資産の売却

除却の検討 売上計上時期の変更（継続適用）決算賞与の検討

後の給与、費用の洗い出し

労働保険、固定資産税、社会保険料の未払計上

いずれも期中から損益が把握されていないと難しいものです。会計事務所

1月の労務

来年の介護保険報酬改定案による通所介護の見直し案が出されました。

所定の職員体制ありで要介護度3以上の人や認知症の人を一定数以上受け入れたら加算

個別機能訓練加算に利用者宅への訪問と計画作成を追加

生活相談員の専従要件緩和
前年度延べ利用者数が月平均

300人以下の報酬を下げる（現在割高）

お泊りデイサービスは届け出制
送迎をしないデイは減算

集合住宅の利用者に提供する場合の減算を広げる

27年の業者登録、入札が地方公共団体にて開始されます。

技術者の確認に社会保険の決定通知書が求められるほか

経営事項審査改正により健康保険、厚生年金保険、雇用保険に未加入の場合の減点が倍増しており厳しい対応となっています。

労働保険、社会保険の加入相談、社会保険の調査などのご相談も随時承っております。

また年末に賞与等を支払った場合は5日以内に賞与支払届の提出が必要です。ご連絡下さい。

事務所近況情報

1月は年末調整による納付書の納期限が1月20日までとなっています。年末調整後の源泉徴収票は従業員の皆様に渡していただきます。

1月中に市区町村に給与支払報告書を提出致します。平成27年度より特別徴収が義務化されておりますため原則特別徴収を選択しますが、退職社員等普通徴収をご希望の方がいらした場合はご連絡お願い申し上げます。

法定調書合計表、支払調書の提出期限、償却資産の申告期限も1月末日までとなっております。

大変お手数ですが26年1年間に支払われた家賃等、税理士以外の士業への支払い等お伺いすることもあるかと思いますがその際はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

償却資産の申告書は資産に異動がある場合は記載していただき代表者印を押印のうえ1月中に当事務所へお渡ししていただきますようお願い致します。

平成26年中は大変お世話になりました。平成27年もスタッフ一同顧客のために精一杯お手伝いさせていただきますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

特別相談受付中

法人なり相談

会社設立相談

相続、贈与相談

確定申告相談

就業規則相談 労務相談

今月のお悩み相談

Q 残業時間の把握が大変だ

A 残業承認制：あらかじめ残業をする場合に承認制をとるものです。しかし制度も形だけで残業していた場合や使用者側で時間外勤務をしていたことを認識して何も言わなければ黙示の残業指示があったこととされます。

Q 固定残業性（定額払い）にできる？

A 定められた時間に対応する部分の割増賃金を支払わない事は可能です。ただし現実の労働時間が定められた時間を超える場合はその部分の差額賃金は支払義務があります。基本手当に時間外手当を含めていると認められるためには、時間外、深夜労働に対する割増賃金割合と通常の賃金部分が明確に区別できる場合に限られます。

Q 年俸制にすれば割増賃金はいらない？

A 年俸制にすれば割増賃金がないわけではありません。役員などの経営者、管理監督者、秘書などは割増賃金対象外です。

Q オール出来高制、オール歩合給は？

A 完全歩合給、出来高制で使用する労働者については使用者は一定額の賃金保障をしなければならないとされています。（最低賃金法からも）目安として6割ほどは固定的に保障する必要があります。残業すれば残業代の支払い義務もあります。

退職金は確定申告しなくていいの？

退職所得の受給に関する申告書を提出しない場合は20.42%の税率で所得税が源泉徴収されますので払い過ぎになっていますので確定申告が必要です。

退職所得の受給に関する申告書を提出している場合は確定申告は不要ですが、確定申告によって退職所得から源泉徴収された税金がありかつ他の所得の合計から所得控除が引ききれない場合は還付になるので確定申告をしたほうがよいでしょう。（退職所得については住民税も特別徴収が必要です）

退職後は毎年確定申告をしなくてはいけないの？

公的年金等の収入金額の合計が400万以下、公的年金等以外の収入が20万以下の場合には確定申告不要です。ただし医療費控除、寄付金控除、雑損控除などの場合は確定申告が必要です。

雇用保険の受給はどうしたらいいの？

雇用保険の基本手当の日額は、直前半年間の賞与以外の給与の日額（平均賃金）の4.5割～8割です。目安としては給与で20万 基本手当約66% 30万 47% 40万 45% 50万 上限20万3千円と給与が多かった人ほどもらえる割合が減ります。65歳未満の場合定年退職者は勤続10年未満90日20年未満120日20年以上150日となっています。

受給期間は辞めてから1年以内です。年金受給と併用できませんので年金はハローワークの受給資格証を持っていき支給停止事由該当届を提出します。

年金額を増やしたい！

年金額は長い期間の全加入期間を平均しますから（貨幣価値も考慮）短期で年金額をアップさせるのは難しいものです。加入期間が延びれば平均年2万ほど年金額がアップします。総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額）+（その月以前1年間の標準賞与額の合計）÷12が28万以下なら60歳前半は年金支給が全額受けられます。（60代後半は48万）

60歳以降も厚生年金の加入者になり70歳まで加入してくこと

65歳になっても年金をすぐに必要しない人は年金を繰り下げることにより年8.4%ずつ年金額が増えていきます。（70歳まで延長すると42%増）

 PROFILE**税理士****社会保険労務士・行政書士****林 敦子**

〒300-0835

茨城県土浦市大岩田9 3 1 - 1 3

TEL.029-886-4388

FAX.029-886-4389

税務・労務・許認可のワンストップ
事務所です。中小企業経営革新支援
機関認定事務所

お得な助成金や融資制度。**助成金・融資サポート**<http://tsuchiuratax.jp/jyoseikinn/>